

令和7年7月2日
環境清掃部環境保全課

PCB廃棄物処理の作業性確認にかかる指定作業場について（作業内容の変更）

1 事業者

事業者 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下、「JESCO」という）
（港区芝一丁目7番17号）

2 内容

（1）趣旨

JESCO事業終了後に高濃度PCB廃棄物等が発見された場合、現行制度においては処理できる施設がなくなるため、環境省においてJESCOの協力の下で、民間の低濃度PCBを扱う無害化処理認定施設等で処理できるよう、技術検討が行われている。

令和6年度は、PCBが含まれていないコンデンサ等を使用した確認を行い、今年度はPCBが含まれるコンデンサ3台程度を使用して作業性確認を行うもの。

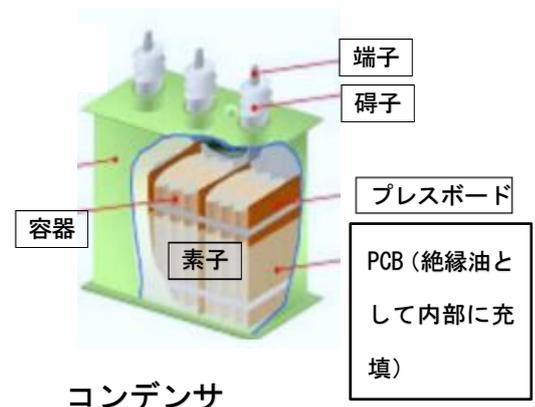
（2）作業場

名称 JESCO 東京PCB処理事業所 旧危険物倉庫
所在地 江東区海の森二丁目2番66号
種類 科学技術に関する研究、試験、検査を行う事業場（面積92.4㎡）

（3）作業の方法

昨年度同様、防護服を着用する等、安全対策を実施した上で、PCBを分別する作業（洗浄。油で油を洗い流す）を行う。

PCBの無害化処理の実証試験は行わない。



(4) 公害防止の方法

事業者が以下の公害防止対策を行うため、周辺環境への影響は与えないと考える。区では、完了報告書の提出の際に、定期的な大気測定による環境状況の結果報告を求める等、引き続き、公害防止の指導・管理を行う。

① 周辺への拡散防止

- ・作業スペースをグリーンハウス（汚染拡大防止用テント）で密閉。これまでの1室から2室（除染室及び前室）に増強し、さらなる安全対策を図る。
- ・漏洩対策として防油堤を設置する。
- ・グリーンハウス内の空気を活性炭吸着装置設置により吸着する。なお、グリーンハウス破損時には作業建物全体を汚染管理区域として管理できるよう、建物自体にも活性炭装置を使用する。

② 防音措置

- ・作業で使用する装置及び工具の電源は防音型発電機を使用する。

③ 暴露対策

- ・グリーンハウス内作業員のPCB暴露を防ぐため、JESCO処理施設レベル3相当の装置（PCB汚染の可能性のある作業環境での安全対策管理）を使用する。

④ 環境測定

作業開始前・作業実施中・作業終了後に、空気中のPCB濃度を測定する。

(5) 実施計画

令和7年9月～令和8年3月

※実際の作業性確認の実施は、このうち1週間程度

(6) 作業性確認終了後の部材及び廃液の処理

JESCO東京PCB処理事業所内で通常どおり無害化処理を行う。

3 都の対応

産業廃棄物を使用した試験研究として、適正な取扱いや生活環境保全について指導・管理する。